

東北自動車道
松ノ木沢橋他 1 橋補修工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 9 月

東日本高速道路株式会社 東北支社
北上管理事務所

目 次

	頁
1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 間接工事費の変更	1
4. カーボンニュートラル推進工事	3
5. 配置技術者について	4
6. 工事用地等に関する事項	5
7. 関連施設その他との関係	5
8. 作業日及び作業期間に関する事項	6
9. 関連工事に関する事項	8
10. 工程表及び履行報告に関する事項	9
11. 貸与品に関する事項	9
12. 残存物件に関する事項	9
13. 保安に関する事項	10
14. 環境保全に関する事項	13
15. 建設副産物の処理方法に関する事項	14
16. 現場環境改善に関する事項	14
17. 工事用プレートに関する事項	15
18. 三者協議会に関する事項	15
19. 設計変更ガイドラインの活用について	16
20. 工事変更等検討会の設置について	16
21. 工事に関する共通事項	16
22. 工事細部に関する事項	20
23. 補足事項	39

添付資料

様式－1	間接工事費計画書
様式－2	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書
様式－3	間接工事費増加費用の負担額同意書
様式－4	カーボンニュートラル施工計画書
様式－5	不動産貸付申請書
様式－6	工程表
様式－7	工事履行報告
様式－8	残存物件調書
様式－9	工事用プレート使用状況等記録簿
様式－10	工事記録情報 完了届

別添－１	東北自動車道 松ノ木沢橋他 1 橋補修工事 三者協議会協定書(案)
別添－２	実績価格調査票
別添－３	危険物等チェックシート
別添－４	現場チェックリスト

1. 工事概要

1-1 工事名 東北自動車道 松ノ木沢橋他1橋補修工事

1-2 道路名 東北自動車道

1-3 工事箇所 (自) 岩手県 一関市 赤荻 (一関IC)
緯度 38° 56' 10" 経度 141° 6' 0"
(至) 岩手県奥州市水沢佐倉河 (水沢IC)
緯度 39° 10' 20" 経度 141° 7' 10"

1-4 施工内容

断面修復工	約	3,000 L
表面保護工	約	40 m ²
支承部補修工		24 基
当て板補修工	約	530 kg

1-5 施工地域区分

本工事の実施工場所の施工地域区分は以下のとおりである。

【一般交通影響あり(1)】

- ・2車線以上(片側1車線以上)かつ断面交通量が5,000台/日以上的車道において車線変更を促す規制を行う場合の工事(常時全面通行止めの場合は含まない)
- ・市街地部(DID地区及びこれに準ずる地区)が施工場所に含まれない工事

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和8年7月版とする。

3. 間接工事費の変更

3-1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に掲げる費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

(1) 営繕費

労働者の送迎費、宿泊費、借上費(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)

(2) 労務管理費

募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

- (3) 上記(1)、(2)に関連し発生した間接工事費について、監督員が必要と認めた場合その費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

3-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に、本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

3-3 間接工事費計画書の提出について

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合は、工期開始の日から14日以内に共通仕様書1-19「工事費構成内訳書」で示された割合を参考にして、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式-1）を作成し、監督員へ提出するものとする。なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書の提出がない場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

3-4 間接工事費の増加費用の協議

- (1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費増加費用の負担額に関する協議書（様式-2）【変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）】を監督員に提出し協議するものとする。
- (2) 監督員は、受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- (3) 受注者は、間接工事費の増加費用の額について、監督員からの協議書により間接工事費増加費用の負担額同意書（様式-3）を監督員に提出するものとする。なお、協議の開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

3-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については設計変更の対象としない。

3-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- (1) 共通仮設費率分は土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式-1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

- (2) 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から、間接工事費計画書（様式－１）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- (3) 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含むものとする。
- (4) 全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

3－7 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

3－8 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

4. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとして、しゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価や、総合評価落札方式（工事实績評価型）における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

4－1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い

- (1) 受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。
- (2) 受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（様式－４－２）に記載し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

4－2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は競争参加申請時に取り組むとした内容の他に更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（様式－４－１）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

4－3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（１）～（５）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- (1) 本工事で行い、実施が確認できる取り組み
- (2) 次のいずれかを行う取り組み
 - ・CO2排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・CO2の吸収に寄与する取り組み
 - ・CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- (3) 発注者が費用を計上していない取り組み
- (4) 成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- (5) 本工事の安全や目的物の品質に悪影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

4-4 加点評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「4-1」及び「4-2」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「4-3」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「4-2」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

4-5 履行確認

- (1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19、20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。
- (2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

4-6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

5. 配置技術者について

5-1 配置技術者の経験及び資格

配置技術者に求める経験及び資格は、当該工事の入札公告（説明書）に示すとおりとする。

5-2 特例監理技術者の兼務について

共通仕様書1-7-3「現場代理人等の配置」（4）に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は以下に示す市町村の範囲とする。

1) 対象範囲

東北自動車道 一関ICから花巻ICを通過する市町村及び隣接する市町村
秋田自動車道 北上JCTから湯田ICを通過する市町村及び隣接する市町村
釜石自動車道 花巻JCTから東和ICを通過する市町村及び隣接する市町村

6. 工事用地等に関する事項

6-1 敷地の使用

共通仕様書 1-9-2 「受注者が確保すべき工事用地等」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地及び用途は次のとおりとする。なお、使用の用途は本工事の施工に関するものに限るものとする。

所在地	使用可能面積	使用用途	使用可能期間
一関 I C 内プラザ	約 50 m ²	調整槽等設備設置	工事期間中

受注者は、敷地を使用する場合には、北上管理事務所長に不動産貸付申請書（様式-5）を提出するものとし、敷地の使用にあたっては、別途不動産貸付契約を北上管理事務所長と締結しなければならない。なお、不動産貸付契約における敷地の使用料は有償（850円/年・m²）とする。

7. 関連施設その他との関係

共通仕様書 1-10 「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

（1）道路関係

位 置	路線名	管理者名	摘 要
東北自動車道（438.0 KP） 岩堰橋 A1橋脚～A2橋台	寿安上堰管理用道路	胆沢平野土地改良区	交差
東北自動車道（440.3 KP） 松ノ木沢橋 A1橋台～P1橋脚	市道松ノ木沢外ケ沢 1 号線	奥州市	交差
東北自動車道（440.3 KP） 松ノ木沢橋 P1橋脚～A2橋台	市道松ノ木沢外ケ沢 2 号線	奥州市	交差

（2）規制関係

道路及び位置	管理者名	摘 要
東北自動車道 平泉前沢 I C～水沢 I C	岩手県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	岩堰橋、松ノ木沢橋
市道松ノ木沢外ケ沢 1 号線 市道松ノ木沢外ケ沢 2 号線	岩手県奥州警察署	松ノ木沢橋

なお、高速道路の交通規制に必要な協議については、原則として発注者が行うものとし、受注者は協議内容を遵守して工事を行うものとする。

（3）河川・水路関係

位 置	河川・水路名	管理者名	摘 要
東北自動車道（438.0 KP） 岩堰橋 A1橋台～P1橋脚	寿安上堰	胆沢平野土地改良区	交差
東北自動車道（440.3 KP） 松ノ木沢橋 P1橋脚～P2橋脚	寿安中堰	胆沢平野土地改良区	交差

(4) 電力、通信施設関係

位 置		施設名	管理者名	摘 要
東北自動車道 岩堰橋 437.961 KP～ 438.018 KP	上り線路肩側 壁高欄内及び側面	光通信ケーブル (1条)	KDDI(株) 当社	埋設及び添架
	上り線中分側 壁高欄内	メタルケーブル (1条)	当社	埋設及び添架
松ノ木沢橋 440.282 KP～ 440.365KP	上り線路肩側 壁高欄内及び側面	光通信ケーブル (1条)	KDDI(株) 当社	埋設及び添架
		路温計ケーブル (1条)	当社	埋設及び添架
	上り線中分側 壁高欄内	メタルケーブル (1条)	当社	埋設及び添架
	A1橋台上下線側面	有線	JA岩手ふるさと	添架

(5) その他

受注者は、上記以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

8. 作業日及び作業期間に関する事項

8-1 作業抑制期間

共通仕様書 1-1-3 「作業日」の規定による他、下表に示す期間は原則として、高速道路上の交通規制を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。

期 間	日 数	区 間	摘 要
毎年4月下旬～5月上旬	約10日間	東北自動車道	ゴールデンウィーク
毎年8月上旬～8月中旬	約10日間	平泉前沢IC～水沢IC	夏期混雑期

なお、上記に示す期間及び日数は標準的なものであるため、別途期間等が確定したら監督員から指示するものとする。

8-2 冬季休止期間

共通仕様書 1-1-3 「作業日」の規定による他、11月16日から翌年3月31日までの期間は冬季休止期間とし、高速道路上の交通規制作業を行ってはならない。また、「構造物施工管理要領」の温度管理の規定によるもので、やむを得ず作業を行う必要がある場合、受注者は、理由を付した書面と施工計画書を監督員に提出し、確認を得なければならない。

なお、上記の確認を得て冬季休止期間中に現場作業を行った場合の増加費用については、すべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとする。

ただし、監督員が必要と認めて冬季休止期間中に工事を行うことを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、別途監督員と受注者との協議して定めるものとする。

8-3 交通規制可能時間

交通規制可能時間は下表に示す時間内とする。なお、監督員の指示により規制開始の延期または途中で規制解除（工事中止）を行うことがある。また、受注者は、交通規制による著しい渋滞若しくは、その恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時には、監督員の指示により、一時規制を解除（工事中止）する措置を講じなければならない。これらの措置に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(1) 東北自動車道

上下別	施工区間	1車線規制 可能時間帯	摘 要
上下線	平泉前沢IC～水沢IC	6:00～18:00	

8-4 一般道の交通規制及び通行止め

下表に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において交通規制及び通行止めを予定している。また、交通規制及び通行止めの時期、時間帯及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、一般道の交通規制及び通行止めに関する費用は諸経費に含むものとする。

(1) 交通規制

道路名	予定時期	1車線規制 可能時間帯	摘 要
市道松ノ木沢外ヶ沢2号線	令和10年4月上旬 ～令和10年7月下旬	8:00～17:00	松ノ木沢橋施工時

(2) 通行止め

道路名	予定時期	回数	通行止め 可能時間帯	摘 要
寿安上堰 管理用道路（右岸側）	令和9年9月上旬 ～令和9年10月下旬	—	終日	岩堰橋施工時
市道松ノ木沢外ヶ沢1号線	令和10年4月上旬 ～令和10年7月下旬	—	終日	松ノ木沢橋施工時

8-5 工期に関する事項

8-5-1 余裕期間

本工事は、共通仕様書1-1-2「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から１２０日間（まで）

9. 関連工事に関する事項

9－１ 関連工事

契約書第２条に規定する当社または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は、下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者等名
保全工事業務等の実施 関する年度協定 ・道路保全工事業務	交通規制調整	通年	当社	(株)ネスコ・ メンテナンス東北
保全点検業務等の実施 関する年度協定 ・道路詳細点検業務 ・施設保全工事業務 ・施設保全管理業務	交通規制調整	通年	当社	(株)ネスコ・ エンジニアリング東北
保全点検業務等の実施に 関する年度協定 ・通信施設保全管理業務 ・管理施設保全工事業務	交通規制調整	通年	当社	(株)ネスコ東日本 エンジニアリング
東北自動車道 R7北上管内舗装補修工事	交通規制調整	令和7年5月15日～ 令和9年10月1日	当社	前田道路(株)
東北自動車道 和賀川橋床版取替工事	交通規制調整	令和6年5月23日～ 令和10年7月30日	当社	(株)熊谷組・(株)カ イート特定JV
東北自動車道 R9北上管内舗装補修工事	交通規制調整	未定	当社	未定

なお、上記に示す工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じた場合は別途監督員から通知するものとする。この他に北上管理事務所で行う規制調整会議（毎週木曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事の受注者との調整を行うものとする。

10. 工程表及び履行報告に関する事項

10-1 工程表

共通仕様書1-19-2「工程表の提出」に規定する工程表は、様式-6のとおりとし、記入方法は次のとおりとする。

- (1) 準備工・跡片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- (2) 準備工・跡片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高(%)を記入する。
- (3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- (4) 工程表に示す項目は、下表のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
松ノ木沢橋	断面修復工、表面保護工、コンクリートはつり工、支承部補修工、 検査路取替、当て板補修工
岩堰橋	
雑 工	上記以外

10-2 履行報告

共通仕様書1-19-3「履行報告」に規定する工事履行報告は、様式-7及び本特記仕様書10-1「工程表」に次のとおり記入し、報告するものとする。

- (1) 棒グラフ下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を()で記入する。
- (2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

11. 貸与品に関する事項

契約書第15条第1項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

品 名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	2 t	1 台	北上管理事務所	工事期間中(冬季 休止期間を除く)
規制標識、ラバーコーン、黄色回転灯、ロボット誘導員	設計図による	1 式		

12. 残存物件に関する事項

12-1 発生する残存物件と引渡し方法

本工事で道路資産の撤去により発生する材料又は道路資産を構築するために使用された後に残存する材料(以下「残存物件」という。)及びその引渡場所は下表のとおりとする。なお、残存

物件を引渡しする場合にあたっては残存物件調書（様式－８）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品 名	寸法等	数 量	単位	引渡場所
検査路	—	約 380	kg	工事施工箇所

なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。

1 2－2 残存物件の売却処分について

本特記仕様書 1 2－1 「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。監督員がこれを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

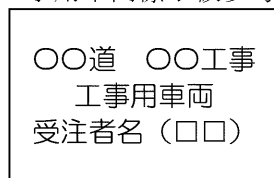
1 3．保安に関する事項

1 3－1 工事用車両の区別

共通仕様書 1－2 5－2 「交通安全」（２）に規定している工事用車両と一般車両の区別をするため、以下に示す工事用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとする。なお、標示内容の変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従わなければならないものとする。

また、高速道路の交通規制内へ出入りする全ての車両は、一般車両と識別できるよう黄色回転灯を備えたものとする。

工事用車両標示板参考図



材質：耐水合板、強化プラスチック、

布製又はラミネート加工した印刷物等

寸法：取付位置、車両の安全性を損なわず、かつ識別可能な寸法

色彩：下地黄色、文字黒色

字体：丸ゴシック体

（受注者名の文字の大きさは、他の文字より大きめにする）

□□：受注者車両の通し番号

1 3－2 標識等の設置

共通仕様書 1－2 5－1 「安全対策」に規定する安全対策を実施するにあたっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等により交通車両及び一般通行人の転落を未然に防止する措置を講じなければならない。また、一般道からの工事出入口には、電力・通信線防護のための高さ制限装置を必ず設置するものとする。なお、工事標示板、標識及び交通安全施設等の設置にあたっては、工事開始前に設置場所及び設置内容について監督員と協議のうえ実施するものとする。

1 3 - 3 現場内の安全整備

受注者は、工事現場内の安全を図るため現場内安全整備員（現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。）を配置しなければならない。現場内安全整備員は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、跡片付け及び水溜りの除去等の現場内整備を行うものとする。

なお、日常作業休止時においても、必要に応じ現場内の点検を行うなど常に安全の確保に努めなければならない。

1 3 - 4 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 3 - 4 - 1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するために埋設物近接箇所の工事の施工にあたっては、東日本高速道路㈱、KDD I ㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和3年7月）」（以下「マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じなければならない。

1 3 - 4 - 2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- （1）受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。
- （2）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。
- （3）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 3 - 5 飛散防止対策

本工事区間には道路が交差しているため、材料等の飛散・落下による交通車両及び一般通行人の事故等を未然に防止する措置を講じなければならない。

1 3 - 6 工事に使用する移動用発電設備等について

移動用発電設備等を使用する場合は、「電気事業法」、「電気設備に関する技術基準を定める省令」及びその他の関係法令並びに規則等に準じて運用を行わなければならない。

1 3 - 7 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

13-8 工事着手前安全検討会

受注者は、工事の安全及び円滑な施工並びに関係者間における情報の共有を目的として北上管理事務所で開催する「工事着手前安全検討会」（以下「検討会」という。）に出席するものとする。

なお、本工事に対する検討会に際しては、受注者は工事の概要、施工方法、安全対策（交通規制及び交通監視員の配置計画、光通信ケーブル等損傷事故防止対策等）、その他監督員の指示する事項について記載した資料を作成するものとする。

13-9 第三者被害を想定した重大事故防止の取り組み

（1）定義

工事中の安全の確保については共通仕様書で規定しているところであるが、第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取り組みをいう。

（2）実施手順

1）施工計画書への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

項 目	内 容
第三者被害が想定される事故	○第三者の死傷事故 ○仮設材（橋梁架設ベント、仮栈橋の部材、足場等）の倒壊・転倒 ○住宅・道路等での近接作業による大型重機等の転倒 ○吊足場からの足場部材・資材の落下 ○資機材運搬時の一般道路等への落下 ○光通信ケーブル等埋設物等の損傷による影響 ○工事に起因した家屋等の倒壊
供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故	○橋桁、足場等の落下等による高速道路本線・交差道路の通行止めの発生及び短時間による通行止め開放が困難となることで生じる大渋滞

2）受発注者間の協議

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無いか確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達するとともに確実に実施すること。

3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記1)、2)で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記1)及び2)の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

1 3 - 1 0 保安に関する費用

本特記仕様書1 3 - 1「工事用車両の区別」、2「標識等の設置」、3「現場内の安全整備」、4「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」、5「飛散防止対策」、6「工事に使用する移動用発電設備等について」、7「交通規制内の作業員の安全対策」、8「工事着手前安全検討会」、9「第三者被害を想定した重大事故防止の取り組み」に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、9「第三者被害を想定した重大事故防止の取り組み」について、重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

1 4. 環境保全に関する事項

1 4 - 1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1 4 - 2 汚濁水処理

工事中の汚濁水は、関係法令に従って濁りの除去等の処理を行った後放流しなければならない。

なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。受注者の責によらない予期せぬ事態の発生に伴い、計画をした汚濁水の処理方法を変更する必要が生じ監督員がこれを指示した場合、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 4 - 3 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

1 4 - 4 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

1 4 - 5 環境保全に関する費用

特に定める場合を除き、環境保全に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

15. 建設副産物の処理方法に関する事項

15-1 建設副産物の処理方法

(1) 建設副産物の処理方法は、下表のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	発生要因	概算発生数量	処理方法
コンクリート塊 (無筋)	松ノ木沢橋及び岩堰橋の各橋台	コンクリートはつり工 支承部補修工 検査路取替	約 3 m ³	再資源化施設へ搬入
建設汚泥	松ノ木沢橋 A2橋台	コンクリートはつり工	—	再資源化施設へ搬入

(2) 建設副産物の処理をする施設の名称及び所在地は下表のとおりとする。

建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート塊 (無筋)	(株)ゴトウ	岩手県奥州市前沢区字 安寺沢28-132	50cm角以下 受入時間8:00～17:00

上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(3) 受注者は、岩手県条例「循環型地域社会の形成に関する条例」に基づき届出を行うものとし、その写しを監督員に提出するものとする。

15-2 建設副産物の活用等に要する費用

建設副産物の活用等に要する費用（ただし、コンクリートはつり工で発生するコンクリート塊及び建設汚泥の活用等に要する費用は除く）は、関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

なお、監督員が必要であると認めて建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

16. 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。

現場環境改善に関する費用は、諸経費に含むものとし、別途支払は行わない。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書4.「カーボンニュートラル推進工事」に示す取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	環境対策の充実
現場環境改善 （営繕関係）	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）
現場環境改善 （安全関係）	盗難防止対策
地域連携	社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む）

17. 工事用プレートに関する事項

- （１）発注者は、下表に示す交付対象車両が通用区間に乗り入れる場合は、受注者の申請により通用区間において反復利用可能な有料道路自動料金収受システム（ＥＴＣ）に使用するプレート（以下「工事用プレート」という。）を交付する。工事用プレートの申請は、工事用プレートを使用する日から１ヶ月前までに申請しなければならない。申請書式、申請に必要な添付書類については契約後監督員より通知をする。なお、受注者は工事用プレートを適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

通用区間	交付対象車両
東北自動車道 平泉前沢ＩＣ～水沢ＩＣ	交通規制の設置・撤去に関わる標識車、規制資材運搬車

- （２）工事用プレートの使用に際し、工事内容及び保管場所を記載した工事用プレート使用状況等記録簿（様式－９）を月ごとに作成し、翌月上旬までに監督員に報告するものとする。
- （３）工事用プレート使用状況の報告内容に誤りがあった場合や、目的以外に使用する等の不適切な使用が判明した場合には、監督員が工事用プレートの返納を指示することがある。この場合に受注者は監督員の指示に従うものとし、以降工事用プレートの交付対象車両が、通用区間を走行する際に要する有料道路料金については支払を行わない。
- （４）上記（１）に示す工事用プレートの交付対象車両が、通用区間を走行する際に要する有料道路料金については支払を行わない。ただし、受注者の責によらず工事用プレートの使用が不可能となり有料道路料金の支払が発生した場合、これに要する費用は監督員と協議するものとする。

18. 三者協議会に関する事項

18-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、発注者が受注者及び本工事における下記工事の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、下記工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

- 1) 東北自動車道 一関～北上金ヶ崎間構造物補修設計
- 2) 東北自動車道 R 5 北上管内構造物補修設計

1 8 - 2 三者協議会協定書の締結

発注者が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添—1に示す「東北自動車道 松ノ木沢橋他1橋補修工事 三者協議会協定書(案)」に基づく、協定書を締結しなければならない。

1 8 - 3 三者協議会の開催の決定等

発注者は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取り組みを行うものとする。

1 8 - 4 三者協議会に開催に要する費用

発注者は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書1-5「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び1-17「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

1 9. 設計変更ガイドラインの活用について

発注者及び受注者双方の留意事項や条件変更が生じた場合等に必要な手続きの流れについては「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和8年7月 東日本高速道路㈱）」を参考にすること。なお、設計変更ガイドラインはNEXCO東日本のホームページより入手が可能である。

2 0. 工事変更等検討会の設置について

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

2 1. 工事に係る共通事項

2 1 - 1 熱中症予防に係る対策費用

2 1 - 1 - 1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

2 1 - 1 - 2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、下表に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、下表に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

項 目	品目名称	備 考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

2 1 - 1 - 3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1カ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

2 1 - 1 - 4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ①熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

2 1 - 2 猛暑期間を考慮した工期及び施工時間帯の設定（変更）について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第2.2条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえ、工期の変更が必要な場合は監督員と協議するものとする。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員と協議するものとする。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

2 1 - 3 快適トイレ

2 1 - 3 - 1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす現場

付近に設置する仮設トイレをいう。

2 1－3－2 仕様

快適トイレは下表の（１）～（１１）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（１２）～（１７）については仕様を満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。また、（１８）～（２５）は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	（１）洋式（洋風）便器
	（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	（３）臭い逆流防止機能
	（４）容易に開かない施錠機能
	（５）照明設備
	（６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg 以上とする）
付属品として備えるもの	（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
	（９）サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	（１０）鏡と手洗器
	（１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	（１２）便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
	（１３）擬音装置（機能を含む）
	（１４）着替え台
	（１５）臭気対策機能の多重化
	（１６）室内温度の調整が可能な設備
	（１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
可能な限り配慮する事項	（１８）原則、女性がいる現場は、女性トイレを設置することを標準とする
	（１９）女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
	（２０）男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	（２１）男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮する
	（２２）窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
	（２３）女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
	（２４）トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	（２５）混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないよう徹底する

2 1－3－3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び

導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

2 1 - 3 - 4 費用の取扱い

快適トイレの設置に要する費用は、支出実態に基づき新単価として定めるものとする。ただし、この新単価は支出実態から従来相当品額を控除したうえで57,000円／基・月を上限とする。また、対象数量の上限は男女別で各1基ずつ2基／工事までとするが、上限数量より多く設置する場合の費用については、その必要性について監督員と協議し決定するものとする。なお、快適トイレの運搬費は共通仮設費に含むものとし、別途支払いは行わない。

2 1 - 4 クマ対策に係る費用

2 1 - 4 - 1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

2 1 - 4 - 2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

2 1 - 4 - 3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- ① クマ対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

※ 熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

2.2. 工事細部に関する事項

2.2-1 施工計画書

共通仕様書 1-2-0-1 「施工計画書の提出」に規定する施工計画書の提出を要する事項に、以下の事項を追加する。

(16) 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

2.2-2 排水装置取替

2.2-2-1 排水装置の種別

共通仕様書 1-7-6-2 「排水装置の種別」に示す排水装置の単価表の種別に、下表の項目を追加する。

単価表の項目	区分内容
排水装置取替 排水管 A 支持金具	排水管 A の支持金具を取替えるもの

2.2-2-2 数量の検測

共通仕様書 1-7-6-5 「数量の検測」に次を追加する。

排水管 A 支持金具の数量の検測は、設計数量 (kg) で行うものとする。

2.2-2-3 支払

共通仕様書 1-7-6-6 「支払」に次を追加する。

排水管 A 支持金具の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 kg 当たりの契約単価で行うものとする。

排水管 A 支持金具の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設排水装置の撤去、運搬処理、新設排水装置の製作、運搬、塗装、取付け、足場工等排水管 A 支持金具の取替えに要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

1-7-(14) 排水装置取替

排水管 A 支持金具

kg

2.2-3 検査路撤去再設置工

共通仕様書 1-7-7 「検査路撤去再設置工」に次を追加する。

2.2-3-1 種別

検査路撤去再設置工の単価表の項目の種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘 要
検査路撤去再設置工 検査路 B	下部工の鋼製検査路を撤去再設置するもの	松ノ木沢橋 A 2 橋台

2 2 - 3 - 2 支払

共通仕様書 1 7 - 7 - 4 「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
1 7 - (3 7)	検査路撤去再設置工 検査路 B	t

2 2 - 4 断面修復工

2 2 - 4 - 1 定義

断面修復工の定義は、共通仕様書 1 7 - 1 0 - 3 (1) 「定義」によらず、次のとおりとする。

断面修復工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、鉄筋ケレン・防錆処理、プライマー塗布を行い、吹付け工法により断面修復材にて修復することをいう。

2 2 - 4 - 2 種別

共通仕様書 1 7 - 1 0 - 3 (2) 「種別」は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
断面修復工 B 2 - 1 (狭隘部) (A)	断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、亜硝酸リチウム入りポリマーセメントモルタル 1 0 mm を塗布するもの (狭隘部) 【吹付け工法・固定足場】
断面修復工 B 2 - 2 (狭隘部) (A)	亜硝酸リチウム入りポリマーセメントモルタル 1 0 mm を施工した箇所にプライマー塗布を行い、ポリマーセメントモルタルで修復するもの (狭隘部) 【吹付け工法・固定足場】
断面修復工 B 3 - 2 (A)	鉄筋のケレン及び高性能防錆ペースト 2 mm (2 . 8 kg/m ²) の塗布を行ってから塩分吸着剤入りポリマーセメントモルタルで修復するもの 【吹付け工法・固定足場】
断面修復工 B 3 - 2 (狭隘部) (A)	鉄筋のケレン及び高性能防錆ペースト 2 mm (2 . 8 kg/m ²) の塗布を行ってから塩分吸着剤入りポリマーセメントモルタルで修復するもの (狭隘部) 【吹付け工法・固定足場】
断面修復工 B 3 - 5 (狭隘部) (A)	鉄筋のケレン及び高性能防錆ペースト 5 mm (7 . 0 kg/m ²) の塗布を行ってから塩分吸着剤入りポリマーセメントモルタルで修復するもの (狭隘部) 【吹付け工法・固定足場】

※ 狭隘部：パラペット正面部及び橋座面施工箇所

2 2 - 4 - 3 材料

断面修復工の材料は、共通仕様書 1 7 - 1 0 - 3 (3) 「材料」によらず、次のとおりとする。

- ① 断面修復工に使用する材料は、構造物施工管理要領Ⅲ-3-3-2～5の規定に適合するものでなければならない。
- ② プライマーは、使用する断面修復材に定める施工要領書によるものとする。
- ③ 構造物の部位ごとに使用する断面修復材は、下表の基準を満足するものとする。

構造物名	部 位	材齢28日における 圧縮強度 (N/mm ²)	摘 要
松ノ木沢橋	下部工	24	

- ④ 亜硝酸リチウムの品質規格は下表のとおりとする。なお、亜硝酸リチウムの混入量は55kg/m³とする。

項 目	単位	規 格		試験法
		40%水溶液	25%水溶液	
外観	—	青色透明	青色透明	目視
亜硝酸リチウム濃度	%	39～41	24～26	滴定法等
比重	—	1.2～1.3	1.1～1.2	JIS K 0061
pH	—	8～10	9.5～11.5	JIS Z 8802
粘度	mPa・S	50以下	10以下	JIS K 6833

- ⑤ 塩分吸着剤入りポリマーセメントモルタルの性能規格は下表のとおりとする。

項 目	条 件	規格値	備 考
塩化物イオン浸透性	—	10mm以下	
付着強度	材齢28日	1.5N/mm ² 以上	JIS A 6909に準ずる
曲げ強度	材齢28日	6.0N/mm ² 以上	JIS A 5201に準ずる
圧縮強度	材齢28日	30.0N/mm ² 以上	JIS A 5201に準ずる

- ⑥ 高性能防錆ペーストの性能規格は下表のとおりとする。

項 目	条 件	規格値	備考
付着強度	材齢28日	1.5N/mm ² 以上	JIS A 6909に準ずる
塩化物イオン吸着量	—	15.0mg/g以上	
亜硝酸イオン放出量	—	55.0mg/g以上	

2 2 - 4 - 4 施工

断面修復工の施工は、共通仕様書 1 7 - 1 0 - 3 (4) 「施工」に次を追加する。

構造物施工管理要領Ⅲ-3-3-7 「施工管理試験」、Ⅲ-3-3-8 「検査」、Ⅲ-3-3-9 「記録」の規定にそれぞれしたがうものとする。

2 2 - 4 - 5 支払

断面修復工の支払は、共通仕様書 1 7 - 1 0 - 3 (6) 「支払」によらず、次のとおりとする。

断面修復工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、それぞれ 1 L 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鉄筋のケレン・防錆材の塗布、プライマー塗布、吹付け工法による断面修復、足場工、のり面仮設階段等断面修復工の施工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
1 7 - (2 9)	断面修復工	
	B 2 - 1 (狹隘部) (A)	L
	B 2 - 2 (狹隘部) (A)	L
	B 3 - 2 (A)	L
	B 3 - 2 (狹隘部) (A)	L
	B 3 - 5 (狹隘部) (A)	L

2 2 - 5 表面保護工

共通仕様書 1 7 - 1 2 「表面保護工」に次を追加する。

2 2 - 5 - 1 種別

表面保護工の単価表の項目の種別は下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘 要
表面保護工 コンクリート表面被覆工 (A)	断面修復箇所の表面を塗装により被覆するもの【固定足場上の作業】	松ノ木沢橋

2 2 - 5 - 2 支払

共通仕様書 1 7 - 1 2 - 5 「支払」によらず次のとおりとする。

表面保護工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m²当たりの契約単価で行うものとする。

コンクリート表面被覆工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリート表面の泥・ほこり、油脂等の除去、プライマー塗布、パテ材塗布、主材塗布、仕上げ材塗布等コンクリート表面被覆工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

17- (32)

表面保護工

コンクリート表面被覆工 (A)

m²

22-6 交通規制工

22-6-1 種別

共通仕様書 19-3-2 「種別」に次表を追加する。

単価表の項目	内 容
交通規制工 車線規制 A	「道路保全要領（路上作業編）」の規定に準拠し、平泉前沢 IC～水沢 IC（上下線）の走行車線規制を行うものをいう。

共通仕様書 19-3-2 「種別」に規定する交通規制箇所、交通規制内の施工内容及び規制時間等については下表のとおりとする。

単価表の項目	交通規制箇所 (日断面交通量)	交通規制内の工事内容	規制時間 (拘束時間(※))
交通規制工 車線規制 A	東北自動車道（上下線） 平泉前沢 IC～水沢 IC (15～70千台/日未満)	松ノ木沢橋 A 2 橋台側足場設置撤去時	7:30～18:00 (6:00～19:00)
	東北自動車道（上り線） 平泉前沢 IC～水沢 IC (15～70千台/日未満)	岩堰橋 A 1 橋台側足場設置撤去時、支承部補修工	

(※) 積算条件の明示であり指定するものではない。

- ① 各単価項目に含まれる交通安全要員の配置場所及び人数については設計図に示すとおりとする。
- ② 上表の規制時間とは、1 回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。
- ③ () 内の時間は、規制機材設置（移動含む）から規制機材撤去（移動含む）を示す。
- ④ なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間等が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。

22-6-2 施工

日々の施工終了時には、交通規制材を含むすべての資機材等を撤去するものとするが、監督員が資機材等の存置を認めた場合はこの限りではない。

22-6-3 材料

交通規制工に使用する規制機材は設計図に示すとおりとする。

22-6-4 後尾警戒車の配置について

受注者は、交通規制に伴う渋滞発生時又はその恐れがある場合は、監督員の指示に従い渋滞最後尾に後尾警戒車を随時配置するものとし、これに要する費用は別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

2 2 - 6 - 5 交通規制工実施報告書の提出時期について

共通仕様書 1 9 - 3 - 3 「交通規制計画」に規定する交通規制工実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。

2 2 - 6 - 6 支払

共通仕様書 1 9 - 3 - 5 「支払」に次の項目を追加する。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
1 9 - (1) 交通規制工 車線規制 A	回

2 2 - 7 コンクリートはつり工

2 2 - 7 - 1 定義

コンクリートはつり工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、コンクリート構造物の劣化損傷部分を、ウォータージェット（以下「W J」という。）工法により除去することをいう。

2 2 - 7 - 2 種別

コンクリートはつり工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
コンクリートはつり工 A (A)	W J によるはつり処理を行うもの（はつり厚さ 1 0 c m 以下） 【固定足場上の作業】
コンクリートはつり工 A (狭隘部) (A)	W J によるはつり処理を行うもの（はつり厚さ 1 0 c m 以下） (狭隘部) 【固定足場上の作業】

2 2 - 7 - 3 施工

コンクリートはつり工の施工は、設計図書および監督員の指示に従って次のとおり行うものとする。

- 1) W J 工法の施工は、構造物施工管理要領Ⅲ-3-1-2 「はつり処理」の規定によるものとする。
- 2) W J 工法によるはつり処理は、本体構造物に損傷を与えないよう慎重に施工するものとする。
- 3) W J 工法によるはつり処理の断面はフェザーエッジとならないよう、カッター目地処理を行うものとする。
- 4) W J 工法によるはつり処理は、清水（水道水）を使用すること。
- 5) W J 工法による回収（汚濁）水は沈殿槽に貯水し排水時においてその水質は、各自治体が定める基準に適合しなければならない。なお、回収（汚濁）水について、本特記仕様書 6 - 1 に示す敷地までの運搬、沈殿槽への貯水及び水質調整等に要する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わない。

- 6) 回収（汚濁）水から分離した汚泥及び断面修復工により生ずるコンクリート塊の処分については、関連する法令に基づき適切に処理しなければならない。なお、汚泥、コンクリート塊の再資源化施設へ運搬・処理に要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。
- 7) 施工中の飛散防止対策に要する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。
- 8) はつり処理により構造に影響を及ぼすおそれがある劣化損傷箇所や鉄筋の著しい損傷を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。
- 9) はつり処理の出来形基準の頻度等については、別途監督員と協議するものとする。

2 2 - 7 - 4 建設副産物および廃材処理

コンクリートはつり工で発生するコンクリート塊、建設汚泥、汚濁水については、調整槽までの運搬、中和処理費に要する費用については関連する契約単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。コンクリート塊および建設汚泥の再資源化施設へ運搬および処理に要する費用については、監督員と受注者との協議し別途定めるものとする。

2 2 - 7 - 5 数量の検測

コンクリートはつり工の数量の検測は、設計数量（m³）で行うものとする。

また、数量の検測及び支払の小数位については共通仕様書 1 - 3 1 - 4 「数量の小数位」①「鋼材、樹脂モルタル等」を適用するものとする。

2 2 - 7 - 6 支払

コンクリートはつり工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対して、それぞれ 1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う W J を用いた処理、清水（水道水）の調達、調整槽設備、調整槽設備までの運搬、濁水処理等コンクリートはつり工の施工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一（１）	コンクリートはつり工	
	A（A）	m ³
	A（狭隘部）（A）	m ³

2 2 - 8 支承部補修工

2 2 - 8 - 1 定義

支承部補修工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、支承部の補修を行うことをいう。

22-8-2 種別

支承部補修工の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備 考
支承部補修工 支承防錆A	支承防錆を行うもののうち、支承板支承で反力30t超150t以下のもの	金属溶射
支承部補修工 沓座モルタル	沓座モルタルを補修するもの	

22-8-3 材料及び施工

(1) 支承防錆

支承防錆の材料及び施工は、「構造物施工管理要領」Ⅱ-3-9「金属溶射」及びⅢ-5-1-4「部分補修の施工」の規定を適用するものとする。また、素地調整により発生したプラスチック廃材を再資源化施設へ運搬・処理する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。上塗りの塗装色は（社）日本塗料工業会塗料標準色見本帳（2013年版）のG05-40Vとする。

(2) 沓座モルタル

沓座モルタルの材料及び施工は、「構造物施工管理要領」Ⅱ-5-2-3「無収縮モルタル」の規定を適用するものとする。

22-8-4 数量の検測

支承部補修工の数量の検測は、設計数量（基又は箇所）で行うものとする。

22-8-5 支払

支承部補修工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1基又は1箇所当たりの契約単価で行うものとする。

(1) 支承防錆

支承防錆の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う沓座清掃、潤滑性防錆剤注入、素地調整、金属溶射、封孔処理、中塗、上塗等支承防錆の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

(2) 沓座モルタル

沓座モルタルの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設沓座モルタルの撤去、運搬処理、沓座清掃、無収縮モルタルの打設等沓座モルタルの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（２）	支承部補修工	
	支承防錆Ａ	基
	杓座モルタル	箇所

２２－９ 検査路取替

２２－９－１ 定義

検査路取替とは、設計図書及び監督員の指示に従って、損傷した検査路の撤去並びに新設する検査路の製作、溶融亜鉛めっき処理、運搬及び架設を行うことをいう。

２２－９－２ 検査路の種別

検査路取替の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
検査路取替 検査路Ａ支持金具	既設の上部工検査路の支持金具部の取替えを行うもの
検査路取替 検査路Ｂ	既設の昇降はしご及び下部工に取付ける検査路の取替えを行うもの
検査路取替 台座モルタル	検査路Ａ支持金具設置箇所の台座モルタルを補修するもの

２２－９－３ 検査路の材料等

検査路に用いる材料は、共通仕様書１１－６－３「検査路の材料」の規定によるものとする。
台座モルタルの材料は、「構造物施工管理要領」Ⅱ－５－２－３「無収縮モルタル」の規定を適用するものとする。

２２－９－４ 製作

検査路の製作については、共通仕様書１１－６－４「製作」の規定によるものとする。

２２－９－５ 製品検査

検査路に用いる製品については、共通仕様書１１－６－５「製品検査」の規定によるものとする。

２２－９－６ 溶融亜鉛めっき

検査路の溶融亜鉛めっきについては、共通仕様書１１－６－６「溶融亜鉛めっき」の規定によるものとする。

２２－９－７ 発生材の処理

発生材の処理については、本特記仕様書１２「残存物件に関する事項」の規定によるものとする。

2 2 - 9 - 8 施工

検査路取替の施工に先立ち、アンカーボルトの削孔位置について、RCレーダー等を用いた鉄筋探査を実施し、鉄筋位置を明確にしてから削孔しなければならない。また、既設アンカーボルトの切断面は、防錆処理を行うものとする。

台座モルタルの施工は、「構造物施工管理要領」Ⅱ-5-2-3「無収縮モルタル」の規定を適用するものとする。

2 2 - 9 - 9 数量の検測

検査路取替の数量の検測は、設計数量（kg又は箇所）で行うものとする。

2 2 - 9 - 1 0 支払

検査路取替の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、それぞれ1 kg又は1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設検査路の撤去、鉄筋探査、新設する検査路の製作、運搬、防錆、設置、既設台座モルタルの撤去、運搬処理、台座清掃、無収縮モルタルの打設、足場工等検査路取替の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（3）	検査路取替	
	検査路A支持金具	kg
	検査路B	kg
	台座モルタル	箇所

2 2 - 1 0 当て板補修工

2 2 - 1 0 - 1 定義

当て板補修工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、鋼橋の鋼材損傷箇所を当て板等により補修することをいう。

2 2 - 1 0 - 2 種別

当て板補修工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
当て板補修工 A	松ノ木沢橋の損傷箇所を補修するもの	
当て板補修工 B	岩堰橋の損傷箇所を補修するもの	

22-10-3 施工

当て板補修工の材料・施工・品質管理及び検査は、「構造物施工管理要領」Ⅲ-2-3「鋼板当て板工法」の規定を適用するものとする。

当て板補修工の不陸調整に使用する材料はエポキシ樹脂接着剤で、作業に適した性状を有するものとし、下表の規格に適合するものとする。

試験項目	単 位	特性値	試験方法	備 考
引張せん断強度	MPa (N/mm ²)	15以上	JIS K6850	
圧縮強度	MPa (N/mm ²)	30以上	JIS K7181	
硬化による線収縮率	%	1.5以下	JIS K6024	
硬化後の線膨張係数			JIS K6850	
ガラス転移温度	℃		JIS K6850	

シーリングの材料は、「構造物施工管理要領」Ⅱ-4-4-4「シーリング材」の規定を適用するものとする。

松ノ木沢橋及び岩堰橋の上塗塗装の塗色は（社）日本塗料工業会塗料標準色見本帳（2013年版）のG05-40V（赤系）とする。

（1）塗膜除去

受注者は、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について（平成26年5月30日付け 厚生労働省労働基準局通達）及び「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（令和2年10月19日付け 厚生労働省労働基準局通達）」（以下「厚生労働省通達」という。）に基づき、鉛等有害物を含有する塗料の素地調整に先立ち、湿潤化による剥離やかき落とし作業を行うものとする。

（2）施工計画書

受注者は、共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」によるほか、厚生労働省通達、関連法令及び「構造物施工管理要領Ⅲ 保全編2-1」「一般事項」に基づくとともに土木研究所資料「土木鋼構造物用塗膜剥離剤ガイドライン（案）」に準拠し、工事着手前に次の各号に掲げる事項の細部計画を記載した施工計画書を監督員に提出するとともに、立案した施工計画については労働基準監督への確認を行い、塗膜除去作業を実施しなければならない。

なお、監督員は提出された施工計画書に不備もしくは明らかな契約不適合等がある場合には、受注者に対し修正を求めることができるものとする。

1) 計画工程表

2) 安全管理体制

- ・喫煙場所及び足場内への火器持込禁止措置
- ・外部からの点火源の侵入防止対策
- ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤を使用する場合、作業箇所における明示方法及び作業員以外の立ち入り禁止措置の方法
- ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業における作業員の常時状態把握の体制構築

- ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹付け作業と塗膜除去作業の近接作業禁止措置
- ・作業中止の措置
- 3) 塗装の除去方法及び主要材料
 - ・使用する塗膜剥離剤の製品名
 - ・塗膜剥離剤の使用量及び塗布回数（計画）
 - ・塗膜剥離剤による塗膜除去困難箇所の範囲と残存する塗膜厚の目標値（平均）
 - ・塗膜除去完了後の確認方法（素地調整施工前）
 - ・塗膜くずの搬出及びその頻度
 - ・安全データシート（SDS）及び製品の取扱い説明書の安全上の留意事項の遵守
 - ・養生シート等全てのシートの難燃性能又は防火性能
- 4) 使用する剥離剤の危険物該当の有無
 - ・土木研究所資料「土木構造物用塗膜剥離剤ガイドライン(案)改訂第2版」の品質基準との適合
 - ・安全データシート（SDS）などによる消防法で分類される危険物及び指定可燃物の種類
- 5) 安全設備・装備
 - ・換気設備の配置計画（作業箇所の全体換気と低位置換気）と作業中常時換気
 - ・警報装置等（火災報知器・煙感知器・ガス検知器）の配置計画（同報機能を有すること）
 - ・保護具の使用（防護眼鏡、送気マスクや防毒マスク、不浸透性の防護服・保護手袋・保護長靴）及び適正使用（仕様方法、使用時間・回数等）
 - ・帯電防止性能を有する安全衛生保護具（防護服、保護手袋、保護長靴及びシューズカバー等）の使用
 - ・防爆性能を有する電気機器等（照明器具、電動機、変圧器、コード接続器、開閉器、分電盤、配電盤、換気設備等電気を通ずる機械）の使用と点検及び整備
- 6) 危険物の管理（保管数量の管理及び保管方法）
 - ・危険物等チェックシート（別添3-1、3-2）の作成及び管理
- 7) 火災発生時等の脱出・避難
 - ・二方向以上を確保した避難路や昇降口以外の非常時の脱出口設置の計画
 - ・誘導灯の配置計画
- 8) 作業従事者への教育・訓練
- 9) 施工計画書チェックリストの確認、現場チェックリストの確認（別添4）

（3）作業主任者の配置

既存塗膜に、鉛中毒予防規則で指定される鉛や化学物質審査規制法で指定されるコールドタールを含む仕様の塗装が塗付されている場合については、関係法令および鉛中毒予防規則に従い「作業主任者」を選任し、配置するものとする。

作業主任者を選任した場合は、作業主任者の氏名とその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等、関係労働者に周知するものとする。

(4) 塗膜除去材料

塗膜除去に使用する塗膜剥離剤は、「土木鋼構造物用塗膜剥離剤ガイドライン（案）改定第2版，（国研）土木研究所，平成29年3月」付属資料1「土木鋼構造物用塗膜剥離剤およびこれを用いた塗膜除去工法の品質規格（暫定案）」によるものとする。ただし、剥離性については、1回の塗布で除去できる塗膜厚の基準値、塗膜除去後の塗替塗膜の耐久性・防食性は除くものとする。

(5) 塗膜除去の施工

既存塗膜及び湿潤化による塗膜除去方法は下表のとおりとする。

橋梁名	既存塗膜		塗料	塗膜除去工 及び素地調整	摘 要
	塗装系	履歴			
松ノ木沢橋	旧A系	新設時	長油性フタル酸樹脂（鉛含有）	塗膜剥離剤による除去後、縦回転式動力工具等による素地調整	
	旧A系	再塗装1回目			
	旧A系	再塗装2回目			
岩堰橋	旧A系	新設時	長油性フタル酸樹脂（鉛含有）	塗膜剥離剤による除去後、縦回転式動力工具等による素地調整	
	旧A系	再塗装1回目			
	旧A系	再塗装2回目			

塗膜剥離剤の標準使用量は1kg/m²を想定している。塗膜剥離剤塗布・塗膜除去を行う回数は2回を想定している。なお、実施にあたっては、現地における剥離状況の確認を行い、剥離剤の使用量及び除去回数等、塗膜除去工について変更が必要であると監督員が認めて工法等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、請負代金額の変更が必要と認められるときは、監督員と受注者で協議するものとする。

なお、施工に先立ち当該塗料の成分把握のための調査を実施するものとし、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(6) 素地調整

素地調整程度2種を標準とする。ただし、腐食減肉箇所は縦回転式動力工具を使い、ISO Sa2 1/2程度に除錆するものとする。

(7) 廃材の処理

塗膜の除去により発生する廃塗膜の集積場からの積込・運搬・処分に要する費用については、監督員と受注者で協議して定めるものとする。

なお、既存塗膜にPCBが含有することが判明した場合は、監督員に報告の上、各都道府県の環境部局へ確認を行い、処理方法及びこれに要する費用を監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(8) 安全対策

施工にあたっては、厚生労働省通達、関連法令及び構造物施工管理要領Ⅲ－2－1－3「塗装作業」の規定に従わなければならない。また、塗膜の除去作業にあたっては、作業員の安全や火

災に対する安全等対策や周辺環境への影響についても考慮して行わなければならない。なお、塗膜除去に有機溶剤を使用する場合の安全対策に要する費用のうち剥離剤用環境対策資機材及び剥離剤用安全衛生保護具については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(9) 塗膜剥離剤による塗膜除去作業

塗膜剥離剤による塗膜除去作業にあたっては次の対策を実施する。

【共通事項】

- 1) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業箇所については、その旨を明示すると共に、作業員以外の立入禁止措置を講じる。
- 2) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業は、常時、作業員の状況を把握できるような体制を確保すること。
- 3) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹付作業と塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業を近接した場所で同時に行うことは避けること。
- 4) 剥離剤を使用してかき落とした塗膜くずは、速やかに集積し、足場内に保管する場合は、小分けにし、難燃シート等により養生する。足場外には、少なくとも1日1回以上の頻度で搬出すること。また、運搬又は貯蔵を行う場合は、堅固な容器に入れる、又は確実に包装した上で、見やすい箇所に名称や取扱い上の注意事項を表示する。なお、作業中は安全データシート（SDS）及び製品の取扱い説明書に示された安全上の留意点に従うこと。
- 5) 水性の塗膜剥離剤を使用する場合であっても、塗膜除去の作業の実施箇所毎に全体換気設備と合わせて作業箇所の定位置においても換気設備を配置し、作業開始前に十分換気し作業を開始するとともに、作業中常時使用すること。また、有効に作動するガス検知器を作業班ごとに配備し、可燃性ガスや中毒など人体に悪影響を及ぼす可能性のあるガスが滞留しやすい低い位置で測定を行い、使用する剥離剤に応じ適切に設定した基準値を超過した場合及びその他異常を察知した場合は直ちに作業を中止し、作業員を退避させるとともに、換気等により濃度を下げる措置を行うこと。
- 6) 塗膜剥離剤は、土木研究所資料「土木構造物用塗膜剥離剤ガイドライン（案）改訂第2版」の品質基準に適合するものとし、安全データシート（SDS）などにより消防法で分類される危険物及び指定可燃物の種類を確認して、適切な方法で保管すること。また、塗膜剥離剤の品質基準以外の基準についても土木研究所資料「土木構造物用塗膜剥離剤ガイドライン（案）改訂第2版」に準拠すること。
- 7) 避難計画の作成にあたっては、二方向への避難路を確保や、昇降口以外に非常時の脱出口を設置し、煙充満時に避難誘導できる誘導灯等を避難路に設置すること。
- 8) すべての作業員に対して、安全並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教育を行うこと。
- 9) 施工計画書を遵守するとともに、現地条件等の変更が生じた場合は、施工計画を変更すること。また、確認にあたっては施工計画書チェックリスト及び現場チェックリスト（別添4）を作成すること。施工計画書チェックリストをもとに、施工計画書を確認し、現場チェックリストを用いて、現場を確認すること。監督員から要請があった場合、チェックリストで確認した結果を提出するものとする。

【火災対策】

- 10) 塗膜除去の作業中は、作業に伴い火花が出る工具の足場内への持ち込みを禁止すること。また、電気機器（照明器具、電動機、変圧器、コード接続器、開閉器、分電盤、配電盤、換気設備等電気を通ずる機械）は防爆性能を有するものを定められた使用方法で適切に使用するものとし、点検、整備を十分に行うこと。
- 11) 危険物を足場内に持ち込まないこと。また、危険物等チェックシート（別添3-1、別添3-2）を作成し、危険物の管理を実施すること。監督員から要請があった場合、チェックシートで確認した結果を提出するものとする。
- 12) 喫煙場所を作業場所と独立した場所に配置する。また、足場内への火気（たばこ・ライター）の持ち込みを禁止すること。また、高速道路上の走行車両からの投げタバコ等、足場内に外部から点火源が侵入しないような対策を実施すること。
- 13) 養生シートも含め足場内で使用する全てのシートは、難燃性能又は防炎性能を有するものを使用すること。
- 14) 水性の塗膜剥離剤を使用する場合であっても、防爆性能を有する電気設備、帯電防止性能を有する安全衛生保護具（防護服・保護手袋・保護長靴及びシューズカバー等）を使用する。
- 15) 火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所と同報できる警報機器として火災感知器・煙感知器を配置する。なお、それぞれ有効に感知できる機種を選定し、適切な位置に配置すること。

【中毒対策】

- 16) 作業場所をビニールシート等で隔離し、通風が不十分となる場合は、作業場所内の剥離剤ガス、蒸気等の濃度が高くなることが想定されるため、換気等により濃度を下げる措置を行うこと。
- 17) ベンジルアルコールを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクを使用すること。
- 18) ベンジルアルコールを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用させること。
- 19) ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクや防毒マスク（有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品）を使用すること。
- 20) 防毒マスクは、使用時間及びマスクの状態を作業主任者など作業員以外の者が常時厳格に管理し、定期的に吸収缶を交換すること。
- 21) ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用すること。
- 22) 防護眼鏡、送気マスクや防毒マスク（有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品）、不浸透性の防護服・保護手袋・保護長靴などの保護具を確実に着用するとともに、防毒使用方法、使用時間・回数等を遵守する。

2 2 - 1 0 - 4 数量の検測

当て板補修工の数量の検測は、設計数量（k g）で行うものとする。

2 2 - 1 0 - 5 支払

当て板補修工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 k g 当たりの契約単価で行うものとする。

当て板補修工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う塗膜除去、素地調整、芯出し調整、鋼桁孔明、補強部材取付け、不陸調整、高力ボルト本締、材料の製作、運搬、塗装、シーリング工、足場工、吊足場工、剥離剤用養生設備工、剥離材用環境対策資機材等当て板補修工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（４）	当て板補修工	
	A	k g
	B	k g

2 2 - 1 1 撤去再設置工

2 2 - 1 1 - 1 定義

撤去再設置工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設の構造物を撤去、再設置することをいう。

2 2 - 1 1 - 2 種別

撤去再設置工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
撤去再設置工 排水管 A	既設の排水管を撤去し、再設置するもの

2 2 - 1 1 - 3 施工

撤去設置工の施工は、再利用する材料に損傷を与えないように慎重に行うものとする。

なお、再設置する材料の損傷が著しいことにより再利用できないと監督員が判断した場合は、これらに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 2 - 1 1 - 4 数量の検測

撤去再設置工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

2 2 - 1 1 - 5 支払

撤去再設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1 m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設構造物の撤去、再設置等本工事の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目検測の単位

特一（５） 撤去再設置工

排水管 A

m

2 2 - 1 2 コンクリート塩分量調査

2 2 - 1 2 - 1 定義

コンクリート塩分量調査とは、設計図書及び監督員の指示に従って、断面修復工の施工に先立ち、既設コンクリート構造物から塩分量調査のための試料を採取することをいう。

2 2 - 1 2 - 2 適用すべき諸基準

- ・ 構造物施工管理要領（Ⅲ保全編） 東日本高速道路株式会社
- ・ 調査要領 東日本高速道路株式会社

2 2 - 1 2 - 3 種別

コンクリート塩分量調査の単価表の項目は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
コンクリート塩分量調査 試料採取工 A	1 箇所当たり深さ 1 0 cm とし、2 cm 毎の深さで 5 試料を採取するもの。（水平方向）

採取した試料については、監督員へ引き渡すものとする。なお、監督員は採取した試料について塩分量調査を行い、塩分量調査結果により補修方法の変更を監督員が指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、別途、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

2 2 - 1 2 - 4 施工

- （１） 試料採取の施工箇所は設計図書に示すとおりとし、その詳細な位置については監督員と受注者で協議のうえ、決定するものとする。
- （２） 試料採取にあたっては、鉄筋探査を実施し既設鉄筋を切断しない位置を設置するとともに、配筋状況及びかぶり厚さを確認し、記録するものとする。
- （３） 試料の採取方法は、調査要領 第 2 編橋梁 第 3 章コンクリート「1 - 3 - 2（１）塩害対策」のドリル法によるものとし、採取した試料を試料収集用袋に回収し、計量器で採取量を計測する。
- （４） 試料採取量は 1 試料当たり 5 0 g 以上とする。採取量が足りない場合は、対象の層を追加・削孔し、再度計量を行うものとする。
- （５） 試料採取後は、ブラシを用いて孔内に残った粉を清掃し、断面修復材にて修復するものとし、使用する材料は、構造物施工管理要領Ⅲ - 3 - 3 - 4 「断面修復の要求性能」及びⅢ - 3 - 3 - 5 「断面修復の性能照査」の規定に適合するものでなければならない。

2 2 - 1 2 - 5 数量の検測

コンクリート塩分量調査 試料採取工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

2 2 - 1 2 - 6 支払

コンクリート塩分量調査 試料採取工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、1箇所当りの契約単価で行う。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鉄筋探査による配筋状況及びかぶり厚さの確認、試料採取に必要な削孔、調査孔の埋め戻し、コンクリート試料の採取に要する材料・労力・機械器具及び試料の監督員への提出に要する費用等、本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
特一（6） コンクリート塩分量調査 試料採取工A	箇所

2 2 - 1 3 安全衛生保護具

2 2 - 1 3 - 1 定義

安全衛生保護具とは、当て板補修工の塗膜除去工及び素地調整において中毒対策を行うために使用する保護具のことをいう。

2 2 - 1 3 - 2 種別

安全衛生保護具の単価表の項目の種別は下表のとおりとし、安全衛生保護具の数量に変更が伴う場合は、これに要する費用を監督員と受注者とで協議して定めるものとする。

単価表の項目	名 称	数量	摘 要
安全衛生保護具 A	呼吸用保護具本体 (送気装置含む)	2 個	エアラインマスク(関連する装置一式) 作業員 2 人
安全衛生保護具 B	化学防護服	9 6 着	2 人×4 着/人日×4 日×3 箇所
安全衛生保護具 C	化学保護手袋	9 6 組	2 人×4 組/人日×4 日×3 箇所
安全衛生保護具 D	シューズカバー	9 6 組	2 人×4 組/人日×4 日×3 箇所

施工箇所：松ノ木沢橋A2橋台、岩堰橋A1橋台、岩堰橋A2橋台の3箇所

2 2 - 1 3 - 3 数量の検測

安全衛生保護具の数量の検測は、設計数量（個、着、組）で行うものとする。

2 2 - 1 3 - 4 支払

安全衛生保護具の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1個、1着、

1組当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う安全衛生保護具の使用に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するのに必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（7）	安全衛生保護具	
	A	個
	B	着
	C	組
	D	組

2 2－1 4 路上作業安全講習に関する事項

2 2－1 4－1 定義

路上作業安全講習とは、高速道路の路上作業における作業従事者の心得を工事関係者間で確認し共有するために行う講習をいう。

2 2－1 4－2 路上作業安全講習の内容等

路上作業安全講習の内容等は次のとおりとする。

- （1）受講者数 1回あたり50人以内
- （2）講 師 ㈱ネクスコ・パトロール東北 社員
- （3）費 用 1回あたり20万円（消費税及び地方消費税相当額含まず）
- （4）実施日 別途監督員より指示
- （5）講習場所 別途監督員より指示
- （6）受講回数 受講対象者にあつては、1回受講
- （7）内 容

項 目	内 容	所要時間
安全講話	高速道路上の交通規制内作業時における心構え、危険性の認知、異常事象事例及びその対応方法	1.5時間
実技訓練	高速道路上の交通規制内作業時における車両乗降方法、資機材の荷降ろし・荷揚げ方法、発炎筒の使用方法、旗振り及び合図方法	1.0時間
上記に加え、質疑応答等も含め、全体で3.0時間		

なお、路上作業安全講習は、共通仕様書1－25－1（5）に示す、当該月の安全に関する研修・訓練等に含まないものとする。

2 2－1 4－3 受講対象者

受講対象者は、次のとおりとする。

- （1）交通規制内で作業を行う者
- （2）交通規制出入りを監視する者（交通監視員・交通誘導警備員）
- （3）主任（監理）技術者

(4) 保全安全管理者

2 2 - 1 4 - 4 路上作業安全講習受講終了証の提出

路上作業安全講習後に、路上作業安全講習受講終了証及び参加者名簿を監督員へ提出するものとする。

2 2 - 1 4 - 5 数量の検測

路上作業安全講習の数量の検測は、設計数量（回）で行うものとする。

2 2 - 1 4 - 6 支払

路上作業安全講習の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う路上作業安全講習を受講するために必要な諸経費を含めたすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（8）	路上作業安全講習	回

2 2 - 1 5 割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛対象表の項目に示す工事内容は、共通仕様書第1章「表1－3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。

割掛対象表の項目名称	工事内容等
のり面仮設階段費	橋梁下部工補修に必要なのり面仮設階段に要する費用をいう。
剥離剤用養生設備工	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要となる、橋梁下部工補修用足場の床面及び側面に設置する、シート張防護に要する費用をいう。
剥離材用環境対策資機材	塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要となる、クリーンルーム及び防爆型送風機の設置に要する費用をいう。

2 3. 補足事項

2 3 - 1 設計図書の変更及び追加について

下記に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性がある。受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員が指示した場合、速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者とで協議して定めるものとする。

- (1) コンクリート塩分量調査結果により、断面修復工の工種を変更する場合がある。
- (2) 伸縮装置の排水対策工を追加する場合がある。
- (3) 仮設段差防止構造を追加する場合がある。

2 3 - 2 工事記録の作成及び提出について

- (1) 共通仕様書 1 - 5 1 - 2 「工事記録情報」に規定する工事記録作成要領は、令和 8 年 7 月版とする。
- (2) 受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録情報 完了届（様式-10）」をしゅん功届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。
- (3) 工事記録収集システムに関する問合せは、東日本高速道路㈱東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

2 3 - 3 無線電話等の使用

受注者は、業務の実施に当って無線電話等を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。

2 3 - 4 緊急時の協力業務

工事関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

- (1) 非常電話、無線などによる交通管制センターへの通報
- (2) 発炎筒、旗、ラバーコーン等による後続車両等への注意喚起
- (3) 負傷者の救助、援助および落下物の車線からの排除

2 3 - 5 実績価格調査票

受注者は、契約締結後、見積活用方式に係る見積対象項目に対し下請契約したとき、または、現場組織が構築されたときは、本工事の入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票（別添-2）」を作成し提出するものとする。なお、監督員は、提出された実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行うものとする。

監督員
_____ 殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

間接工事費計画書の提出について

(工事名) _____ 東北自動車道 松ノ木沢橋他 1 橋補修工事

標記工事について、特記仕様書「3. 間接工事費の変更」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】				
費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現地事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者輸送費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以 上

年 月 日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名) 東北自動車道 松ノ木沢橋他 1 橋補修工事

標記工事について、特記仕様書「3. 間接工事費の変更」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 年 月 日

2. 契約番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3. 工 期

1) 当初工期	自)	年	月	日
	至)	年	月	日
2) 変更工期	自)	年	月	日
	至)	年	月	日

4. 協議額

¥ 円

(増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳

別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

変更間接工事費計画書

(工事名) 東北自動車道 松ノ木沢橋他 1 橋補修工事

(円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者輸送費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

年 月 日

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名) 東北自動車道 松ノ木沢橋他 1 橋補修工事

年 月 日付けで協議のありました間接工事費増加費用の負担額については同意します。

以 上

カーボンニュートラル施工計画書

工事名	東北自動車道 松ノ木沢橋他 1 橋補修工事
受注者名	
提案項目	例) バイオ燃料対応機械の活用
1. 提案内容	
例) ●●の施工に使用する○○(機械名等)にバイオ燃料対応機械を活用する	
2. 取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)	
例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■●L/hの削減が見込まれる。(根拠はパンフレットを参照)	
バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。	
削減されるCO2排出量(t) = ■●L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2排出係数(t/GJ)	
= ★★t	

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

(注) Kcube2による提出とする。

カーボンニュートラル施工計画書

工 事 名	東北自動車道 松ノ木沢橋他 1 橋補修工事
受注者名	
競争参加資格申請時に実施するとして取り組み	例) バイオ燃料対応機械の活用

1. 提案内容

例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

2. 取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)

例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■L/hの削減が見込まれる。（根拠はパンフレットを参照）

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。

削減されるCO2排出量(t) = ■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2排出係数(t/GJ)

= ★★t

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

（注）Kcube2による提出とする。

東日本高速道路株式会社 東北支社
北上管理事務所長

殿

会社名 ○○株式会社
代表者 ○○ ○○

不動産貸付申請書

(工事名) 東北自動車道 松ノ木沢橋他 1 橋補修工事

特記仕様書 6－2 の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、
申請いたします。

記

1. 不動産の種類
2. 不動産の所在地
3. 不動産の使用目的
4. 必要面積
5. 貸付希望期間
6. 添付書類
 - 工事請負契約書 (写)
 - 特記仕様書 (写)
 - 用地使用計画書

以 上

工 程 表

(工事名) 東北自動車道 松ノ木沢橋他1橋補修工事

受注者 ○○株式会社

工事区間

自) ○○県○○市○○ (STA ○○○+○○) or (○○KP)

至) ○○県○○市○○ (STA ○○+○○) or (○○KP)

年 月 日
東北支社 北上管理事務所
(前月まで)

(線上に計画出来高 (%))

11	27	50	70	100
----	----	----	----	-----

9 23 50

工期	(今月分)
----	-------

(線下に実施出来高 (%))

自) 年 月

至) 年 月 日 (〇〇〇日)

[illegible]

令和 年 月分工事履行報告

(工事名) 東北自動車道 松ノ木沢橋他 1 橋補修工事
受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○
契約金額

工期 自) 年 月 日 (○○○日間)
至) 年 月 日

項目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累計 出来高 (%)	前月 出来高 (%)	今月 出来高 (%)	摘要
準備工							
松ノ木沢橋							
岩堰橋							
雑工							
跡片付け							
全体							

監督員 _____ 殿

年 月 日

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

工事用プレート使用状況等記録簿（○年○月分）

工事名 東北自動車道 松ノ木沢橋他 1 橋補修工事

プレート番号	使用日（通常業務：○ 緊急業務：△ その他：□）																															プレートの保管場所	備考	
	日曜	1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	22月	23火	24水	25木	26金	27土	28日	29月	30火	31水		(施錠がされていれば○、されていなければ×を記載)
例) 1111111111111111	/	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	△		○	○	○	○	○	□		○	○	○	現場事務所金庫（○）	○/20 地震発生による現場点検で使用 ○/26 通常業務で使用したが、使用者の過失により区間外走行
	/																																	
	/																																	
	/																																	
	/																																	
	/																																	
	/																																	
	/																																	
	/																																	

※通常業務以外（区間外走行等含む）で使用した場合には備考欄に簡潔に内容を記載すること。
※不必要な文字は消して使用すること。

監督員

殿

受注者 ○○株式会社
現場代理人 ○○ ○○

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名		東日本高速道路(株) 東北支社 北上管理事務所	
工事件名		東北自動車道 松ノ木沢橋他1橋補修工事	
No.	工種名	工事情報（テーブル名）	数量

※発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。

〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

〇〇自動車道 〇〇工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路㈱〇〇支社〇〇〇〇事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設㈱（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

（総 則）

第1条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

（構 成）

第2条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

（三者協議会の開催）

第3条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路㈱〇〇工事事務所に置き〇〇課を連絡窓口とする。
また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第4条第1項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

（三者協議会の確認事項等）

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

1) 〇〇〇橋の下部工設計及びP〇橋脚の掘削斜面安定対策

2) 〇〇トンネルの坑口部斜面補強対策工の設計

3) ……

2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日

の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。

- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

- 第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。
- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
 - 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
 - 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

- 第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。
- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
 - 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
 - 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

- 第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。
- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

- 第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者
施工者
設計者

提出日：令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者 名
現 場 代 理 人 (印)

実績価格調査票の提出について

工事名) 東北自動車道 松ノ木沢橋他 1 橋補修工事
標記工事について、見積対象項目に関する調査票を提出します。

番号	項目 番号	名称	単位	数量	参考見積書		実績価格	
					単価	金額	単価	金額
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
		経費	式	1				
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								

注 1) Kcube2 による提出とする

危険物等チェックシート①

工事名 _____

受注者名 _____

事務所 _____

保管場所名 _____

年 月 日 時点

危険物名称	危険物数量 (全数量)	塗料メーカー 及び製品名称	危険物				指定可燃物		使用期間	ベンジルアル コール 含有の有無	ジクロロメタン が重量で1%以 上含有	備考(使用方法は 施工計画書に明 記すること)
			第一石油類 【非水溶性】 (引火点21℃ 未満のもの)	第二石油類 【非水溶性】 (引火点21℃ 以上で70℃未 満のもの)	第三石油類 【非水溶性】 (引火点70℃ 以上200℃未 満のもの)	第四石油類 【非水溶性】 (引火点200℃ 以上250℃未 満のもの)	可燃性 液体量	可燃性 固体量				
			指定数量: 200 ^{kg} (例)都条例5分の1 40 ^{kg}	指定数量: 1,000 ^{kg} (例)都条例5分の1 200 ^{kg}	指定数量: 2,000 ^{kg} (例)都条例5分の1 400 ^{kg}	指定数量: 6,000 ^{kg} (例)都条例5分の1 1,200 ^{kg}	指定数量: 2,000 ^{kg}	指定数量: 3000kg				

※上記管理票については、ファイリングの上、保管場所に保管し、材料の入荷毎に更新すること

危険物等チェックシート②

※チェックした年月日を箱内に記入

●事前確認

- ・共通仕様書1-25-5 危険物の取扱いについて、その内容を確認している。
- ・危険物等の取扱い等について、労働安全衛生規則 第256条から267条に記載があるが、その内容を確認している。
- ・工事現場内に搬入する材料及び資機材等が危険物に該当するか確認している。
- ・危険物指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準は、市町村条例で定めているため、その条例を確認し、記入している。

実施者氏名：	実施者氏名：

●施工計画書

- ・危険物を用いた作業を行う場合は、保管場所、実際使用する数量、使用期間、使用方法の明記を行い、加えて、作業手順を詳細に記述した施工計画書を提出し、その手順を遵守している。

--

●管理・貯蔵

- ・危険物等チェックシートを作成して、危険物等管理責任者が管理している。

--

危険物等管理責任者の職務内容

- 1) 工事現場における1日あたりの危険物の取扱量と保管量の確認
- 2) 作業場所における危険物の取扱い、保管場所・方法の点検及び是正
- 3) 作業終了時に、足場内等の作業場に危険物が残置されていなかの確認。
- 4) 危険物に関する許可・届出との現場の整合についての点検及び是正

- ・各工事の危険物等の保管場所毎のチェックシートを入荷毎に作成(数値はその時点での総量とする。)している。

- ・チェックシートは、ファイリングのうえ、保管場所に保存し、材料の入荷毎に更新する。

- ・消防法第10条第2項で定める同一の場合は、原則として工区全体を一つの同一場所として、管理している。

ただし、防火上有効に隔てられていると認められ場合には、所轄消防署に協議のうえ、同一の場所として運用することも可能である。

●許可・届出

- ・指定数量以上の場合、市町村長の許可により危険物貯蔵所・取扱所等を設置している。
- ・指定数量の5分の1以上、指定数量未満の場合、消防長又は消防署長へ少量危険物貯蔵・取扱の届出を行っている。
- ・指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品の貯蔵又は取扱いは市町村の条例に従っている。

塗膜除去工に関する施工計画書チェックリスト・現場チェックリスト

工事名

受注者名 _____

事務所

別添4
●●年●●月●●日

※チェックした年月日を箱内に記入

施工計画書

現場確認

実施者氏名:

実施者氏名:

1) 計画工程表

- ・ 実施工程は、安全面に配慮された実施可能な工程となっている。
- ・ 火花が出る作業と同時期の施工の場合、可燃性ガス等影響がでない離隔がとれている計画となっている。

2) 安全管理制度

- ・塗膜除去工開始前に安全バトロールを実施することになっている。
- ・ベンジルアルコール、ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業箇所については、その旨を明示すると共に、作業員以外の立ち入り禁止措置を講じている。
- ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業において作業員の常時、状況把握の体制を構築している。
- ・ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け作業と塗膜除去工について、近接した位置で同時作業とならない作業計画としている。

3) 塗膜剝離剤

- ・土木研究所資料土木鋼構造物用塗膜剥離剤ガイドライン(案)改定2版「土木鋼構造物用塗膜剥離剤およびこれを用いた塗膜除去工法の品質規格(暫定案)」の規定を満足している製品である。
- ・使用する剥離剤が危険物及び指定可燃物に該当しないか根拠資料とともに記述している。
危険物かどうかは「危険物等チェックシート」を用いて確認する。
- ・使用する剥離剤の有害危険性について根拠資料とともに記述している。
有害危険性のある物質のうち、ベンジルアルコール、ジクロロメタンの含有について「危険物等チェックシート」を用いて確認する。

4) 塗膜剝離作業

- ・塗膜剥離作業中は、作業に伴い火花が出る工具の足場内への持ち込みを禁止している。
 - ・電気機器(照明器具、電動機、変圧器、コード接続器、開閉器、分電盤、配電盤、換気設備等電気を通ずる機械)は防爆性能を有するものを使用するものとしている。
 - ・電気機器の点検、整備及び使用方法が定められ、点検、整備を十分行うこととなっている。
 - ・ベンジルアルコールを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクを使用するものとしている。
 - ・ベンジルアルコールを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用するものとしている。
 - ・ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクや防毒マスク(有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品)を使用するものとしている。
 - ・防毒マスクは、使用時間及びマスクの状態を作業主任者など作業以外の者が常時厳格に管理し、定期的に吸収缶を交換することとしている。
 - ・ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用するものとしている。
 - ・保護具として、防護眼鏡、送気マスクや防毒マスク、不浸透性の防護服・保護手袋・保護長靴・シューズカバーを使用している。
- また、適正な使用方法、期間、回数で使用している。特に防毒マスクは、吸接管が破過して除毒能力が無くならないよう、使用時間を厳格に管理している。
- ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、帯電防止性能を有する送気マスク、防護服、保護手袋、保護長靴及びシューズカバー等を使用するものとしている。
 - ・養生シートも含め足場内で使用する全てのシートは、難燃性能又は防炎性能を有するものを使用することとなっている。
 - ・かき落とした塗膜くずは、速やかに集積し、足場内に保管する場合は、小分けにし、難燃シート等により養生することになっている。
 - ・集積した塗膜くずは、足場外に、少なくとも1日1回以上の頻度で搬出することになっている。
 - ・運搬又は貯蔵を行う場合は、堅固な容器に入れる又は、確実に包装した上で、見やすい箇所に名称や取扱上の注意事項を表示している。
 - ・作業場所をビニールシート等で隔離し、通風が不十分となる場合は、作業場所内の剥離剤ガス、蒸気等の濃度が高くなることが想定されるため、換気等により濃度を下げる措置を行っている。
 - ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、電気設備は防爆性能を有するものを使用することとなっている。
 - ・水性の塗膜剥離剤を使用時においても、全体換気設備についてはプッシュ・プル換気の計画となっており、作業中は常時使用することになっている。

工事名 _____ 受注者名 _____ 事務所 _____

※チェックした年月日を箱内に記入

現場確認

実施者氏名:

- ・火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所と同報できる警報機器を配置することとなっている。
- ・火災を感知する方法として効果的な感知方法(例えば煙感知式)などが採用されている。
- ・火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所と同報できる警報機器として火災感知器・煙感知器を配置することとなっている。
- ・警報機器は、それぞれ有効に感知できる機種を選定している。
- ・警報機器は、適切な位置に配置することとなっている。
- ・避難計画の作成にあたっては、二方向への避難路を確保し、煙充満時に避難誘導できる誘導灯等を避難路に設置することとなっている。
- ・避難距離が長く、安全に避難できないことが懸念される場合は、昇降口以外に非常時の脱出口の設置が計画されている。(避難梯子など)

塗膜除去工に関する施工計画書チェックリスト・現場チェックリスト

工事名 _____ 受注者名 _____ 事務所 _____

●●年●●月●●日

※チェックした年月日を箱内に記入

施工計画書 現場確認

実施者氏名:	実施者氏名:
--------	--------

--	--

--	--

・消火器が、通行時・避難時の支障にならない位置に20m以内の適切な間隔で配置する計画となっている。

8) 作業従事者への教育・訓練

- ・塗膜除去工の作業開始前にすべての作業員に剥離剤に含まれる化学物質の有害性、作業上の注意点(特に、保護具等の適正使用、火災安全に関する安全)並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教育を行うこととなっている。
- ・新規入場者への教育についても火災安全に関する安全並びに最悪事態の回避の意識の徹底・共有を図る教育を行うこととなっている。
- ・毎日、朝礼時に、作業員全員で、避難ルートを確認することとなっている。
- ・火災時の状況によっては、避難を優先することを安全教育となっている。